

京都市予算規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 77 号

京都市予算規則の一部を改正する規則

京都市予算規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「, 上下水道局」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市予算規則の規定は、平成29年度の予算から適用し、平成28年度の予算については、なお従前の例による。

(行財政局財政部財政課)